

令和 7 年開催

クレーン運転業務の特別教育

主催 一般社団法人燕西蒲労災防止協会

クレーン等安全規則第 21 条第 1 項の規定では、「事業者は、つり上げ荷重が 5 トン未満のクレーンの運転の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別教育を行わなければならない。」としています。

つきましては、床上で運転し、かつ荷とともに移動する方式のクレーン（5 トン未満）の運転業務の特別教育を下記により実施いたしますので、受講下さいますようお願いいたします。

記

1. 日 時 令和 7 年 7 月 9 日(水)～10 日(木)
2. 場 所 産業安全衛生会館（燕市） 2 階ホール及び 1 階実技研修室
3. 定 員 30 名（定員になり次第、締切りとさせていただきます。）
4. 受 講 料 会 員 9,500 円(内訳：受講料 7,022 円、テキスト代 1,615 円、消費税 10% 863 円)
非会員 10,500 円(内訳：受講料 7,931 円、テキスト代 1,615 円、消費税 10% 954 円)
※インボイス登録番号 T9-1100-0500-6196

5. 申 込 方 法

- ①申込み状況を電話で確認の上、仮申込み（会社名・受講人数等）をしてください。
- ②本申込みは、受講日の 1 ヶ月前までに FAX 又は郵送にてお申込みください。また、受講料も 1 ヶ月前までに振込みを完了し、振込書の写しも併せて送付願います。
※受講日の 1 か月前までに手続きが完了していない場合は、仮申込みは取消となります。
受講料は直接持参又は下記にお振込みください。（振込手数料はご負担ください。）
第四北越銀行燕支店（当座）No. 1 0 0 3 8 5 （一社）燕西蒲労災防止協会
- ③受講日の約 2 週間前に受講票を送付します。

6. そ の 他

- ①携行品は筆記用具・受講票（テキストは当日お渡しします。）
- ②2 日目の実技は、作業衣、安全靴とし、軍手をご持参ください。
※ヘルメットは当協会が用意（マイヘルメット希望の場合は、ご持参ください。）
- ③全課程を修了した方には、修了証を交付します。
- ④受講取消しの場合
開催日 5 日以前・・・事務手数料 1,000 円及び返金振込手数料を差し引いて返金いたします。
開催日～4 日以内・・・原則として返金しません。

7. 申 込 先

一般社団法人燕西蒲労災防止協会
〒959-1289 燕市東太田 6 8 5 7
TEL 0256-63-5515 FAX 0256-63-5208

8. 日 程 表

第1日

8:25～8:55	受 付	
8:55～9:00	オリエンテーション	
9:00～12:00	クレーンに関する知識	種類及び型式、主要構造部分、作業装置、安全装置、ブレーキ機能、取扱方法
13:00～16:00	電動機及び電気に関する知識	電気に関する基礎知識、電動機、開閉器、コントローラ等電気を通ずる機械器具、電路の点検及び補修、感電による危険性
16:00～16:30	「ホイス式クレーンの安全操作」ビデオ	

第2日

8：30～9：00	受 付		
9：00～10：00	関 係 法 令		労働安全衛生法、同施行令、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則中の関係条項
10：00～12：00	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識		力(合成、分解、つり合い及びモーメント)重心、荷重、ワイヤーロープ、フック及びつり具の強さワイヤーロープの掛け方と荷重との関係
13：00～17：00	実 技	クレーンの運転	重量の確認、荷のつり上げ、定められた経路による運搬、荷の卸し
		クレーンの運転のための合図	合図の方法